

第54回定時株主総会資料

（ 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 ）

- 事業報告

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用
状況の概要」

- 連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

- 計算書類

「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

- 株主総会参考書類

「第3号議案 アークランドサービスホールディングス
株式会社との株式交換契約承認の件」のうち、「アーク
ランドサービスホールディングス株式会社の最終事業年
度に係る計算書類等の内容」

アークランズ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様
に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいた
します。

●事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について下記のとおり決定しております。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規定をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務人事部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育・研修等を行う。内部監査室は、総務人事部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的にとり、取締役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてアークランズヘルプラインを設置し、社内通報窓口を総務人事部、外部通報窓口を弁護士事務所にそれぞれ設置し運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。

また、取締役はそれらの文書を随時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、管理本部長を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、管理本部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。新たに発生したリスクについてはすみやかに担当部署を定める。内部監査室がグループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理本部長及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

反社会的勢力との関係を遮断し、毅然とした態度で組織的に対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、社長以下役員取締役等をメンバーとする経営政策会議を毎月1回以上開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

また、取締役会において月次・四半期業績実績のレビューを行い、改善策を検討・立案する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要なグループとしての規範・規則をグループ規程類として整備する。また、当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。

代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務分掌に従いグループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これには、グループ各社の取締役に対し取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備が含まれる。

内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ取締役会等の所定の機関に報告されなければならない。

監査等委員会は、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査室と緊密な連携等の確な体制を構築する。

グループ各社の自主独立性を尊重するとともに、関係会社規程に従い、各社から業務に関する定期的な報告・連絡などを受ける。

当社グループの業務運営及びリスクマネジメントに関する制度・規程を整備し、この制度・規程を適切に運用することにより、グループの業務の健全性及び効率性の向上を図る。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の要求があった場合には、監査等委員会の補助業務に十分な専門性を有する者（以下、「補助使用人」という。）を置く。補助使用人は監査等委員会の指揮命令に従うものとし、その旨を取締役及び従業員に周知する。補助使用人の人事については、あらかじめ監査等委員会の同意を必要とする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社及び当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、アークランズヘルプラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。

当社は、当社の取締役又は使用人等が子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者から報告を受けたときは、すみやかに当社の監査等委員会に報告する体制を整備する。

監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営政策会議議事録、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができる。

当社は、報告を行った者に対して当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

監査等委員会の職務遂行に必要な費用は、当社が負担する。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した会計監査人に意見の交換を求めるなど必要な連携を図っていくこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記方針に基づいて、内部統制システムの適切な構築と運用に努めております。具体的な運用状況は以下のとおりです。

① 取締役の職務執行

取締役会を原則月1回開催（当事業年度は21回開催）し、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるよう努めております。取締役会では、経営に関する重要事項の審議、業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督を行っております。運営に当たっては、その分野の専門家等にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。

② 監査等委員会監査に関する取組み

社外取締役である監査等委員3名は、監査等委員会で決定した監査計画、職務分担等に基づき、取締役の職務の執行状況を監査しております。取締役会に出席し、当社グループの経営状況及び職務執行状況を監視するとともに、取締役会の議案内容について予め監査等委員会で審議し、その結果は取締役会の場で適宜意見されております。また、監査等委員会室長が社内の重要な会議には出席し、職務の執行状況について定期的に報告を受けております。

③ コンプライアンス体制

当社では、「行動規範」により総務人事部において社内コンプライアンス遵守体制整備状況をチェックしております。また、法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する通報又は相談の窓口としてアークランズヘルプラインを設置しており、早期に問題点の把握及び対応を図るよう努めております。また、運用に当たっては、情報提供者の保護に十分配慮した「内部通報制度運用規程」を定め、厳正に実施しております。

④ リスク管理体制

当社では、「リスク管理規程」により管理本部長を当社グループのリスクに関する統括責任者として任命しており、管理本部において潜在リスクの洗い出し、分析、整理を行うとともに、リスクの事前予防策、対応策の検討などを行っております。一方、内部監査室が、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理本部長に報告し、重要案件については取締役会において、改善策を審議・決定しております。

⑤ 子会社経営管理

当社グループでは、各子会社の経営状況及び業務執行状況等について、当社が定める「関係会社規程」に基づき、重要度に応じて、報告を受け当社の承認を行うことで、子会社の業務の適正を確保しております。

⑥ 内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインからは独立した社長直結の組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は、本社、店舗及び関係会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を社長に報告しております。また、監査等委員及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。

⑦ 反社会的勢力排除に関する取組み状況

当社では「行動規範」第25条（反社会的勢力排除の基本方針）において、経営トップが反社会的勢力との関係遮断を宣言し、一切の関係を持たないこと及び資金提供を行わないこと等を掲げております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、すみやかに担当部署に報告し、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り関係を遮断する体制を構築しております。

●連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	6,462	6,274	83,139	△641	95,235
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△152		△152
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	6,462	6,274	82,986	△641	95,082
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,622		△1,622
親会社株主に帰属 する当期純利益			9,663		9,663
そ の 他			△4		△4
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	8,036	△0	8,036
当 期 末 残 高	6,462	6,274	91,022	△641	103,119

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,552	△61	83	1,574	10,593	107,403
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					△124	△277
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,552	△61	83	1,574	10,468	107,125
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,622
親会社株主に帰属 する当期純利益						9,663
そ の 他						△4
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	490	△27	△56	406	1,001	1,408
当 期 変 動 額 合 計	490	△27	△56	406	1,001	9,445
当 期 末 残 高	2,042	△88	26	1,981	11,470	116,570

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数

13社

連結子会社の名称

アークランドサービスホールディングス株式会社

アークホーム株式会社

愛客樂華股份有限公司

株式会社かつや

エバーアクション株式会社

株式会社ミールワークス

フィールドテーブル株式会社

株式会社トビラダイニング

株式会社バックパッカーズ

アークランドマルハミート株式会社

コスミックS Y株式会社

ARCLAND SERVICE INTERNATIONAL CO., LIMITED

ARCLAND SERVICE KOREA CO., LTD.

上記のうち、株式会社トビラダイニングについては、エバーアクション株式会社の新設分割により、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

前連結会計年度まで連結子会社であった株式会社ビバホームは当社に、アークダイニング株式会社はエバーアクション株式会社に吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

また、株式会社アークスタイルは、アークホーム株式会社に商号変更しております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用会社の数

4社

持分法適用会社の名称

株式会社ジョイフルエーカー

サト・アークランドフードサービス株式会社

Hikari Arcland Food Service Limited

台湾吉豚屋餐飲股份有限公司

② 持分法を適用していない関連会社の状況

持分法を適用していない関連会社（アサヒダイニング株式会社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
アークランドサービスホールディングス株式会社	12月31日
愛客樂華股份有限公司	12月31日
株式会社かつや	12月31日
エバーアクション株式会社	12月31日
株式会社ミールワークス	12月31日
フィールドテーブル株式会社	12月31日
株式会社バックパッカーズ	12月31日
株式会社トビラダイニング	12月31日
アークランドマルハミート株式会社	12月31日
コスミックS Y株式会社	12月31日
ARCLAND SERVICE INTERNATIONAL CO., LIMITED	12月31日
ARCLAND SERVICE KOREA CO., LTD.	12月31日

連結計算書類作成に当たっては、上記決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

小売事業の商品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の商品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社の本社社屋、流通センター及びパワーセンターのテナント棟に係る有形固定資産については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～45年

その他の固定資産 2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

商標権 10～20年

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

- ハ、リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ニ、長期前払費用
 定額法
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ、貸倒引当金
 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ、賞与引当金
 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ハ、役員退職慰労引当金
 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、将来支給予定額を計上しておりますが、従来からの役員退職慰労金支給規程を2004年2月20日において凍結いたしました。これにより、2004年2月期の期末要支給額及び役員退職慰労金支給規程に基づく功労加算金を凍結額として役員退職慰労引当金に計上し、役員の退任時に支給することとしております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- 従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務見込額及び年金資産の当連結会計年度末残高に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- イ、退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
 数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生時の損益として処理しております。
- ハ、簡便法の採用
 一部の退職給付制度は、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社及び連結子会社との顧客との契約から生ずる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- イ、小売事業
 当社及び一部の連結子会社の顧客との契約から生ずる収益は、住生活関連用品、家庭用品、食品等の販売によるものであり、これら商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。
- （i）代理人取引
 消化仕入に係る収益について、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断したもののについては、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。
- （ii）自社ポイント制度
 当社は、会員カードによるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスの提供を行っております。付与したポイントは顧客に対する履行義務と認識して契約負債を計上し、収益を繰延べております。
- ロ、卸売事業
 当社の顧客との契約から生ずる収益は、DIY関連用品、園芸用品等の販売によるものであり、これらの商品を販売しております。当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、代替的な取扱いを適用し出荷時に収益を認識しております。

ハ. 外食事業

一部の連結子会社での飲食サービスの提供による収益は、主に飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であり、顧客へ料理を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

各種商品の販売による収益は、F C加盟店に対する食材等の販売や、量販店等への冷凍食品や食肉加工品の製造卸売等であり、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(i) 加盟金収入

一部の連結子会社は、F C加盟店に対するF C加盟権の付与・店舗運営指導等に関する収益（F C加盟金及びロイヤリティ収入）は取引の実態に従って収益を認識しており、F C加盟金はF C契約締結時に当該対価を契約負債として計上した後、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識し、ロイヤリティ収入は契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

(ii) 有償支給取引

一部の連結子会社は、冷凍食品や食肉加工品の一部の製造卸売について、得意先から仕入れた原材料（以下「有償支給品」という。）に対し、加工を行ったうえで仕入価格に加工費等を上乗せした製品を当該得意先に対して販売する取引（以下「有償支給取引」という。）を行っております。有償支給元が実質的に有償支給品を買い戻す義務を負っている場合には、当該有償支給取引は代理人としての取引に該当すると判断し、加工サービスの提供として加工代相当額のみを収益として認識しております。

また、当社グループの主要な取引先に関する支払条件は、通常短期のうち支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建商品の購入予定取引に係る決済取引

ハ. ヘッジ方針

為替変動に起因するリスクを管理することを目的としております。なお、デリバティブ取引はリスクヘッジ目的での使用に限定し、投機目的のものはありません。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の為替変動によるキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを認識し、有効性の評価としております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間若しくは15年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引

小売事業において当社及び一部の連結子会社は、消化仕入に係る収益について、従来は顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。この結果、当連結会計年度の売上高、売上原価がそれぞれ5,863百万円減少しております。なお、売上総利益、営業総利益、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(2) 自社ポイント制度

小売事業において当社は、会員カードによるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスの提供を行っております。従来は、将来ポイントと交換される財又はサービスをポイント引当金として見積り、ポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、付与したポイントは顧客に対する履行義務と認識して契約負債を計上し、収益を繰り延べる方法に変更しております。この結果、当連結会計年度の売上高、売上総利益、販売費及び一般管理費がそれぞれ579百万円減少しております。なお、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(3) 加盟金収入

外食事業において一部の連結子会社は、フランチャイズ本部として加盟店から収受する加盟金等について、従来は一時点で収益認識しておりましたが、履行義務の充足につれて一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足としては、契約期間にわたっての認識方法によっております。この結果、当連結会計年度の売上高、売上総利益、営業総利益、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益がそれぞれ61百万円増加し、当連結会計年度末日の固定資産の投資その他の資産の繰延税金資産が106百万円増加し、流動負債の契約負債が396百万円増加しております。また、利益剰余金152百万円、非支配株主持分124百万円が当期首残高より減少しております。

(4) 有償支給取引

外食事業において一部の連結子会社は、得意先から仕入れた原材料(以下「有償支給品」という。)を加工し、仕入価格に加工費等を上乗せした製品を当該得意先に対して販売する取引(以下「有償支給取引」という。)を行っております。従来は、有償支給取引を加工後の製品の販売として売上高及び売上原価を総額で計上しておりましたが、有償支給元が実質的に有償支給品を買い戻す義務を負っている場合には、当該有償支給取引は代理人としての取引に該当すると判断し、加工サービスの提供として加工代相当額のみを収益として計上する方法へ変更しております。また、有償支給品並びに製品に含む有償支給品の棚卸高を「商品及び製品」として表示せず、流動資産の「その他」として表示しております。この結果、当連結会計年度の売上高、売上原価がそれぞれ1,157百万円減少し、当連結会計年度の流動資産の商品及び製品が83百万円減少し、流動資産のその他が83百万円増加しております。なお、売上総利益、営業総利益、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(5) 物流業務の委託

卸売事業において当社は、仕入先より委託された物流業務に係る手数料を収益としておりましたが、当該手数料収入を販売費及び一般管理費より控除する方法へ変更しております。この結果、当連結会計年度の売上高、売上総利益、営業総利益、販売費及び一般管理費がそれぞれ687百万円減少しております。なお、売上原価、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類への影響額は軽微であります。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(棚卸資産の評価方法の変更)

当連結会計年度より、当社は棚卸資産のうち、小売事業の商品に係る評価方法を売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）から総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）へ変更しております。

この変更は、当社が2022年9月1日に連結子会社である株式会社ビバホームを吸収合併したことを契機として、小売事業の商品に関する利益管理方法の統一を図り、より精緻な期間損益計算を実現することを目的として、棚卸資産の評価に用いるシステム改修を行ったことに伴うものであります。

また、この変更は、当社が2022年9月に棚卸資産の評価に用いるシステム改修を行ったことに伴うものであり、過年度に関する必要なデータが蓄積されておらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能であるため、第3四半期連結会計期間から適用しております。

なお、この変更による影響額は軽微であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(有形固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	197,999百万円
減損損失	1,417

※アークランズ株式会社に係る有形固定資産は191,318百万円、減損損失は1,182百万円です。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

当社グループは、原則として小売事業及び外食事業については各店舗を、不動産事業については各拠点を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングし、各資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合、あるいは継続してマイナスとなる見込みである場合に減損の兆候を把握しております。減損の兆候が把握された資産グループについては、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該資産グループの固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を使用価値又は正味売却価額によって算定した回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

② 主要な仮定

当社グループは、将来キャッシュ・フローの見積りに使用する翌期以降の各資産グループの営業活動から生ずる損益について、将来の売上高、売上総利益率及び人件費等の主要な仮定を考慮して予測を行っております。なお、外食事業の店舗については、過去の実績を基礎として既存店舗の過去の業績回復の傾向や不採算店舗に対する投資戦略を考慮して予測を行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際のキャッシュ・フローが生じる時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、有形固定資産について減損損失を認識する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 担保に供している資産

建物 251百万円

② 担保に係る債務

長期預り保証金 235百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

119,563百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	41,381千株	一千株	一千株	41,381千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	824千株	0千株	一千株	824千株

(注) 自己株式（普通株式）の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2022年5月26日開催の第53回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 811百万円
- ・1株当たり配当金額 20円
- ・基準日 2022年2月28日
- ・効力発生日 2022年5月27日

ロ. 2022年10月3日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 811百万円
- ・1株当たり配当金額 20円
- ・基準日 2022年8月31日
- ・効力発生日 2022年10月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2023年5月25日開催の第54回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 811百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 20円
- ・基準日 2023年2月28日
- ・効力発生日 2023年5月26日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、余剰資金を短期的な預金等で運用し、新規出店等の設備投資に必要な資金は、自己資金及び金融機関より調達しております。また、一時的な余剰資金は主に短期の預金としております。

また、デリバティブ取引はリスクヘッジ目的での利用に限定し、投機目的のものはありません。

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクを有しております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従って管理を行いリスクを軽減しております。

投資有価証券については株式であり、市場価格の変動リスクを有しております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを実施しております。

長期貸付金、敷金及び保証金は、主に地主への貸付金、保証金などであります。当該リスクに関しては、相手先の信用力及び債権の担保設定等による保全状況を考慮し、必要な相手先については財務状況等について定期的にモニタリングを実施しております。

営業債務である買掛金、電子記録債務、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

買掛金、電子記録債務、未払法人税等、借入金、社債は、資金調達に係る流動性リスクを有しております。当該リスクに関しては、適時資金繰り表を作成し適切な資金管理を行い、加えて、安定した借入枠の確保等に対応しております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。

預り保証金は、テナント賃貸借契約に係る敷金及び保証金であります。

デリバティブ取引は、為替予約取引であり、格付の高い金融機関とのみ取引を行っており、内部管理規定に従い、リスクヘッジ目的に限定し、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券	8,452	8,452	—
長期貸付金	1,819	1,933	114
敷金及び保証金	23,538	20,472	△3,065
資産計	33,809	30,858	△2,951
長期借入金 ※1	89,500	89,313	△186
リース債務 ※1	30,072	32,322	2,250
社債 ※1	2,109	2,107	△1
長期預り保証金	14,172	12,497	△1,674
負債計	135,854	136,241	387
デリバティブ取引 ※4	2	2	—

※1：長期借入金、リース債務、社債には1年内の期限到来分を含めて記載しております。

※2：現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金、電子記録債権、短期借入金、未払法人税等は短期間で決裁されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※3：市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	1,632

※4：デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	8,452	—	—	8,452
デリバティブ取引	—	2	—	2
資産計	8,452	2	—	8,455

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	1,933	—	1,933
敷金及び保証金	—	20,472	—	20,472
資産計	—	22,406	—	22,406
長期借入金	—	89,313	—	89,313
リース債務	—	32,322	—	32,322
社債	—	2,107	—	2,107
長期預り保証金	—	12,497	—	12,497
負債計	—	136,241	—	136,241

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております

デリバティブ取引

時価は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

敷金及び保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

長期借入金、リース債務

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入又は新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

社債

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

長期預り保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

7. 企業結合に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2022年3月11日開催の取締役会において、2022年9月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当社の100%連結子会社である株式会社ビバホームを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約を締結し、2022年9月1日付で株式会社ビバホームを吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	アークランズ株式会社
事業の内容	ホームセンター事業等
被結合企業の名称	株式会社ビバホーム
事業の内容	ホームセンター事業等

② 企業結合日

2022年9月1日

③ 企業結合の法的形式

アークランズ株式会社を存続会社とし、株式会社ビバホームを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

アークランズ株式会社

⑤ その他取引の概要

当社と株式会社ビバホームのシナジー最大化にスピード感をもって取り組めると同時に、経営効率の改善を目的としております。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施いたします。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、新潟県及び埼玉県その他の地域において、賃貸用施設を有しております。

2023年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は3,253百万円であります。賃貸収益は主に営業収入に、賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上しております。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価 （百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
39,947	853	40,800	35,825

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度の主な増加額は新規不動産によるものであり、主な減少額は減価償却費によるものであります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主に一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく評価額等であります。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当期連結累計期間（自2022年3月1日 至2023年2月28日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	小売事業	卸売事業	外食事業	不動産事業	計		
一時点で移転される財 又はサービス	260,019	5,774	46,635	48	312,477	852	313,330
一定の期間にわたり移転 される財又はサービス	—	—	193	—	193	—	193
顧客との契約から生じ る収益	260,019	5,774	46,829	48	312,671	852	313,524
その他の収益	373	24	351	12,922	13,671	5	13,677
外部顧客への営業収益	260,392	5,798	47,180	12,971	326,343	857	327,201

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フィットネス事業を含んでおりません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

	当連結会計年度(期首)	当連結会計年度(期末)
契約負債	709	605

当社グループでは、自社ポイント及びFC加盟金収入となります。自社ポイントは、当社が付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高であり、収益の認識に伴い充足されます。FC加盟金収入は、FC契約締結時にFC加盟者から受領するFC加盟金について当該対価を契約負債として計上しており、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、契約資産はありません。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債の残高に含まれている金額に重要性はありません。過去の期間に充足、または部分的に充足した履行義務から、取引価格の変動等により当連結会計年度に認識した収益はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額は自社ポイント及びFC加盟金収入に関するものであり、収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

	当連結会計年度(百万円)
1年以内	361
1年超5年以内	243

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,591円39銭

(2) 1株当たり当期純利益

238円26銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(株式交換契約の締結)

当社は、2023年4月14日付の当社取締役会決議により、当社を株式交換完全親会社とし、アークランドサービスホールディングス株式会社（以下「アークランドSHD」といい、当社とアークランドSHDを総称して、以下「両社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換は、2023年5月25日開催予定の当社の定時株主総会及び2023年6月22日開催予定のアークランドSHDの臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で、2023年9月1日を効力発生日として行われる予定です。

(1) 本株式交換の目的

両社が更なる企業価値向上を図るために、両社が単独かつ独立した上場会社として個別に成長を追求するのではなく、当社のコア事業であるホームセンター事業及びアークランドSHDのコア事業である外食事業を当社グループ全体の企業価値向上の両輪として位置付け、両社が一体となって戦略的なグループ経営を通じて、両社の有する経営資源を活用し、上記のような課題解決に向けて協働することが、アークランドSHDの企業価値向上にとどまらず、当社グループ全体の企業価値向上に資するものと考えております。

(2) 本株式交換の要旨

① 本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	2023年4月14日（金）
本株式交換契約締結日（両社）	2023年4月14日（金）
本株式交換契約承認 定時株主総会（当社）	2023年5月25日（木）（予定）
本株式交換契約承認 臨時株主総会（アークランドSHD）	2023年6月22日（木）（予定）
本株式交換の実施予定日（効力発生日）	2023年9月1日（金）（予定）

② 本株式交換に係る割当の内容

	当社 （株式交換完全親会社）	アークランドSHD （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	1.87
本株式交換により交付する株式数	当社株式：26,768,217株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

アークランドSHD株式1株に対して、当社株式1.87株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において当社が保有するアークランドSHD株式については、本株式交換による株式の割当では行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がアークランドSHDの発行済株式（ただし、当社が保有するアークランドSHD株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるアークランドSHDの株主の皆様（ただし、以下の基準時の直前において保有している自己株式が消却された後の株主をいい、当社を除きます。）に対し、その保有するアークランドSHD株式に代えて、その保有するアークランドSHD株式の数の合計に1.87を乗じて得た株数の当社株式を交付いたします。

また、当社が交付する株式は、新たに発行する株式にて充当する予定です。

③ 本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

当社及びアークランドSHDは、本株式交換比率の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関及び法務アドバイザーを選定し、当社は、株式会社J-TAPアドバイザーを、アークランドSHDは大和証券株式会社をそれぞれ第三者算定機関として選定し、また、当社は、森・濱田松本法律事務所を、アークランドSHDは、TMI総合法律事務所をそれぞれ法務アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始いたしました。

当社及びアークランドSHDは、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、当社及びアークランドSHDは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様 の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

④ 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

(借入金の借換え)

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、株式会社三井住友銀行及び株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする、シンジケートローンの組成による現行シンジケートローンの総額借換えを実施することにつき決議し、2023年3月10日付で契約を締結いたしました。

(1) 目的

当契約は、既存の借入金の借換えを行い、機動的かつ安定的な資金調達手段を導入することによる財務の健全性を確保し、より強固な財務基盤を構築することを目的としております。

(2) 契約の概要

	トランシェA	トランシェB
契約締結日	2023年3月10日	
組成金額	48,250百万円	10,000百万円
実行日	2023年3月15日	2023年9月29日
最終弁済期日	2031年6月16日	
参加金融機関	株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行を含む複数金融機関	
担保	無担保	

(3) 財務制限条項

借換後のシンジケートローン契約には、財務制限条項が付されており、以下のいずれかの条項に抵触した場合、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ① 2023年2月期末日及びそれ以降の各事業年度末日並びに2023年8月第2四半期会計期間の末日及びそれ以降の第2四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2022年2月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額以上かつ直近の事業年度末日又は第2四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の80%に相当する金額以上に維持すること。
- ② 2023年2月期末日及びそれ以降の各事業年度末日並びに2023年8月第2四半期会計期間の末日及びそれ以降の第2四半期会計期間の末日における借入人単体及び連結の損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。
- ③ 2024年2月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日におけるネット・レバレッジ・レシオ(α) (※) が以下の値を超えないこと。

2024年2月期：α ≤ 6.5	2025年2月期：α ≤ 6.2	2026年2月期：α ≤ 5.9
2027年2月期：α ≤ 5.6	2028年2月期：α ≤ 5.3	2029年2月期：α ≤ 5.0
2030年2月期：α ≤ 4.7	2031年2月期：α ≤ 4.4	

(※) ネット・レバレッジ・レシオ = (合算有利子負債 - 合算現預金) / 合算EBITDA

●計算書類「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
					固定資産 圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	6,462	6,601	1	6,603	201	91	51,000	7,545	58,837
当 期 変 動 額									
固定資産圧縮 積立金の取崩						△10		10	—
別途積立金の積立							5,000	△5,000	—
剰余金の配当								△1,622	△1,622
当 期 純 利 益								18,803	18,803
自己株式の取得									
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△10	5,000	12,191	17,181
当 期 末 残 高	6,462	6,601	1	6,603	201	81	56,000	19,736	76,018

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△641	71,262	1,552	—	1,552	72,815
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮 積立金の取崩		—				—
別途積立金の積立		—				—
剰余金の配当		△1,622				△1,622
当 期 純 利 益		18,803				18,803
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)			490	26	516	516
当期変動額合計	△0	17,181	490	26	516	17,698
当 期 末 残 高	△641	88,443	2,042	26	2,069	90,513

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式
その他有価証券

総平均法による原価法

市場価格のない株式等以外のもの
時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

商品

卸売部門

小売部門

貯蔵品

移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産除く)

本社工屋、流通センター及びパワーセンターのテナント棟に係る有形固定資産については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物 (建物附属設備は除く) 並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～34年

その他の固定資産 5～15年

② 無形固定資産 (リース資産除く)

定額法

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

商標権 10～20年

ソフトウェア (自社利用分) 5年 (社内における利用可能期間)

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」

(企業会計基準第13号 (平成5年6月17日 (企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)) の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

定額法

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額及び年金資産の当事業年度末残高に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- (i) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- (ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生時の損益として処理しております。
- (iii) 簡便法の採用
一部の退職給付制度は、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、将来支給予定額を計上しております。なお、役員退職慰労金支給規程を2004年2月20日において凍結いたしました。これにより、2004年2月期の事業年度末要支給額及び役員退職慰労金支給規程に基づく功労加算金を凍結額として役員退職慰労引当金に計上し、役員の退任時に支給することとしております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生ずる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 小売事業

当社の顧客との契約から生ずる収益は、住生活関連用品、家庭用品、食品等の販売によるものであり、これら商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

(i) 代理人取引

消化仕入に係る収益について、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断したものについては、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(ii) 自社ポイント制度

当社は、会員カードによるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスの提供を行っております。付与したポイントは顧客に対する履行義務と認識して契約負債を計上し、収益を繰延べております。

② 卸売事業

当社の顧客との契約から生ずる収益は、DIY関連用品、園芸用品等の販売によるものであり、これらの商品を販売しております。当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であることから、代替的な取扱いを適用し出荷時に収益を認識しております。

また、当社の主要な取引先に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(6) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 為替予約取引
ヘッジ対象 外貨建商品の購入予定取引に係る決済取引
- ③ ヘッジ方針 為替変動に起因するリスクを管理することを目的としております。なお、デリバティブ取引はリスクヘッジ目的での使用に限定し、投機目的のものはありません。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象の為替変動によるキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを認識し、有効性の評価としております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、15年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引

小売事業の消化仕入に係る収益について、従来は顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。この結果、当事業年度の売上高、売上原価がそれぞれ3,552百万円減少しております。なお、売上総利益、営業総利益、営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。

(2) 自社ポイント制度

小売事業において、会員カードによるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスの提供を行っております。付与したポイントは顧客に対する履行義務と認識して契約負債を計上し、収益を繰延べる方法としております。この結果、当事業年度の売上高、売上総利益、営業総利益、販売費及び一般管理費がそれぞれ285百万円減少しております。なお、営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。

(3) 物流業務の委託

卸売事業の仕入先より委託された物流業務に係る手数料を収益としておりましたが、当該手数料収入を販売費及び一般管理費より控除する方法へ変更しております。この結果、当事業年度の売上高、売上総利益、営業総利益、販売費及び一般管理費がそれぞれ687百万円減少しております。なお、売上原価、営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類等への影響額ははありません。

(棚卸資産の評価方法の変更)

当事業年度より棚卸資産のうち、小売事業の商品に係る評価方法を売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）から総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）へ変更しております。

この変更は、当社が2022年9月1日に連結子会社である株式会社ビバホームを吸収合併したことを契機として、小売事業の商品に関する利益管理方法の統一を図り、より精緻な期間損益計算を実現することを目的として、棚卸資産の評価に用いるシステム改修を行ったことに伴うものであります。

また、この変更は、当社が2022年9月に棚卸資産の評価に用いるシステム改修を行ったことに伴うものであり、過年度に関する必要なデータが蓄積されておらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能であるため、第3四半期連結会計期間から適用しております。

なお、この変更による影響額は軽微であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(有形固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	191,318百万円
減損損失	1,182

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

当社は、原則として小売事業については各店舗を、不動産事業については各拠点を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングし、各資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合、あるいは継続してマイナスとなる見込みである場合に減損の兆候を把握しております。減損の兆候が把握された資産グループについては、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該資産グループの固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を使用価値又は正味売却価額によって算定した回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

② 主要な仮定

当社は、将来キャッシュ・フローの見積りに使用する翌期以降の各資産グループの営業活動から生ずる損益について、将来の売上高、売上総利益率及び人件費等の主要な仮定を考慮して予測を行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに関する主要な仮定は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際のキャッシュ・フローが生じる時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、有形固定資産の減損損失を認識する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物 251百万円

② 担保に係る債務

長期預り保証金 235百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 114,076百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権 58百万円
② 長期金銭債権 17百万円
③ 短期金銭債務 7百万円
④ 長期金銭債務 30百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	2,382百万円
② 仕入高	257百万円
③ 営業取引以外の取引高	703百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	824千株	0千株	一千株	824千株

(注) 自己株式(普通株式)の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

店舗閉鎖損失	33百万円
役員退職慰労引当金	54百万円
退職給付引当金	155百万円
賞与引当金	504百万円
未払事業税	177百万円
資産除去債務	1,381百万円
減損損失	772百万円
資産調整勘定	97百万円
関係会社株式評価損	348百万円
貸倒引当金	19百万円
企業結合に伴う時価評価差額	394百万円
その他	371百万円

繰延税金資産合計 4,310百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△3,047百万円
その他有価証券評価差額金	△895百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△823百万円
商標権	△2,547百万円
企業結合に伴う時価評価差額	△5,060百万円
その他	△17百万円

繰延税金負債合計 △12,392百万円

繰延税金資産の純額 △8,081百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 企業結合に関する注記

連結注記表「企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,231円72銭
(2) 1株当たり当期純利益	463円63銭

12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、当該項目を参照ください。

●株主総会参考書類「第3号議案 アークランドサービスホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件」のうち、「アークランドサービスホールディングス株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大で再実施されたまん延防止等重点措置が3月に全国で解除となり、正常化に向けた持ち直しの動きがみられたものの、7月以降には感染症が再び拡大し、また、世界的な物価上昇、長引くウクライナ情勢の緊迫、欧米における金利上昇、円安の急進などもあり依然として先行き不透明な状況にあります。

当社グループが属する外食業界におきましても、まん延防止等重点措置の解除により通常営業を再開しましたが、仕入価格の高騰や人材確保のための時給引き上げ等、非常に厳しい経営環境が続いております。

こうした状況の中、当社グループにおきましては、主力商品の訴求強化、テイクアウトの利便性向上、販売促進を3つの柱として「圧倒的な商品力、テイクアウトの強化」に取り組んでまいりました。

その結果、主力の「かつや（国内）」事業については、年間の既存店売上高前期比は、直営店107.2%、F C店107.7%と順調に推移いたしました。

また、当連結会計年度末のグループ全体の店舗数につきましては、59店舗の新規出店、39店舗の退店により、純増20店舗の765店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高47,163百万円(前期比6.7%増)、営業利益4,932百万円(同0.5%増)、経常利益5,513百万円(同28.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益3,001百万円(同14.6%増)となりました。

主要カテゴリーの業績概況は以下のとおりであります。

【かつや（国内）】

既存店売上高の確保と更なる売上拡大に注力し、フェアメニューを15回、キャンペーンを3回実施いたしました。

出退店につきましては、直営店7店舗・F C店11店舗の新規出店、直営店3店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の店舗数は純増15店舗の450店舗となりました。

以上の結果、かつや（国内）の売上高は前連結会計年度から2,722百万円増加し、27,961百万円（前期比10.8%増）となりました。

【からやま・からあげ縁（国内）】

既存店売上高の確保と類似店との差別化を図り、フェアメニューを13回、キャンペーンを3回実施いたしました。

出退店につきましては、「からやま」を直営店10店舗・F C店4店舗の新規出店、直営店2店舗・F C店3店舗を閉店したことにより、店舗数は純増9店舗の126店舗となりました。「からあげ縁」においてはF C店7店舗を新規出店、直営店6店舗・F C店6店舗を閉店したことにより、店舗数は純減5店舗の45店舗となりました。国内の「からやま」と「からあげ縁」を合わせた当連結会計年度末の店舗数は純増4店舗の171店舗となりました。

以上の結果、「からやま・からあげ縁（国内）」の売上高は前連結会計年度から2百万円増加し、9,550百万円（前期比0.0%）となりました。

【海外事業】

海外事業につきましては、「かつや」「からやま」のF C店15店舗の新規出店、「かつや」「からやま」等のF C店4店舗の閉店により、当連結会計年度末の店舗数は純増11店舗の89店舗となりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業や営業時間短縮の影響によりロイヤリティが減収、また、地域統括会社の機能を本邦へ移管した結果、海外事業の売上高は前連結会計年度から70百万円減少し、323百万円（前期比18.0%減）となりました。

【その他】

その他の事業につきましては、新業態の直営店5店舗の新規出店、直営店13店舗・F C店2店舗の閉店により、当連結会計年度末の店舗数は純減10店舗の55店舗となりました。また、食肉加工事業、冷凍食品事業の売上高は順調に推移し、その他の事業の売上高は前連結会計年度から302百万円増加し、9,329百万円（前期比3.4%増）となりました。

（単位：百万円、%）

事業部門	売上高	構成比	前連結会計年度比
か つ や（国内）	27,961	59.3	110.8
からやま・からあげ縁（国内）	9,550	20.2	100.0
海外事業	323	0.7	82.0
その他	9,329	19.8	103.4

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,686百万円で、その主なものは店舗の新規出店に伴い取得した有形固定資産であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

2022年3月1日付で、子会社であるエバーアクション株式会社がアークダイニング株式会社の株式を取得し、同社を吸収合併いたしました。

2022年9月1日付で、子会社であるエバーアクション株式会社が、新設分割により設立した株式会社トビラダイニングにエバーアクション株式会社の国内における「中山豆腐店」等の事業を承継させました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 27 期 (2019年12月期)	第 28 期 (2020年12月期)	第 29 期 (2021年12月期)	第 30 期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売上高(百万円)	33,327	38,634	44,207	47,163
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,546	2,366	2,617	3,001
1株当たり当期純利益(円)	79.98	74.34	82.24	94.27
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	77.72	72.24	79.91	91.61
総資産(百万円)	29,064	32,723	33,486	35,465
純資産(百万円)	20,444	21,215	23,057	24,939
1株当たり純資産額(円)	624.25	655.65	711.58	768.94

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 27 期 (2019年12月期)	第 28 期 (2020年12月期)	第 29 期 (2021年12月期)	第 30 期 (当事業年度) (2022年12月期)
売上高(百万円)	15,935	16,732	20,340	26,336
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	999	677	△507	1,022
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	31.40	21.27	△15.93	32.11
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	30.51	20.67	—	31.20
総資産(百万円)	19,911	20,168	19,562	20,767
純資産(百万円)	14,894	14,795	13,428	13,495
1株当たり純資産額(円)	467.88	464.76	421.83	423.94

(注) 1. 第29期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はアークランズ株式会社で、2022年12月31日現在、当社の株式を17,520,000株（議決権比率55.0%）保有しております。

当社と親会社との取引は、当社の一部店舗及び親会社が運営するホームセンター内のフードコート等の賃借等がありますが、取引条件につきましては、各出店地の賃料相場を基に、それぞれの総投資額及び投資回収期間などを考慮して、両社協議の上、決定しております。

当社取締役会は、このような取引条件を把握し、当社グループの利益を害するものではないことを確認したうえで、取引ごとにその適正性・妥当性を判断しております。

② 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社かつや	80百万円	100.0%	「かつや」、「天井はま田」直営店の運営及びFC本部の運営
エバーアクション株式会社	42百万円	100.0%	「からやま」、「からあげ縁」直営店の運営及びFC本部の運営
株式会社ミールワークス	50百万円	83.4%	「マンゴツリー」、「ダンシングクラブ」等の運営
フィールドテーブル株式会社	10百万円	100.0%	「チェントペルチェント」、「東京たらこスパゲティ」等の運営
株式会社バックパッカーズ	1百万円	66.0%	「ごちとん」等のFC本部の運営
株式会社トビラダイニング	10百万円	100.0%	「中山豆腐店」、「東京とろろそば」、「肉めし岡もと」の運営
アークランドマルハミート株式会社	98百万円	51.0%	「かつや」及び飲食店・量販店向けの食肉加工品の製造・販売
コスミックSY株式会社	10百万円	100.0%	スーパー・飲食店向けの冷凍食品の製造・販売
ARCLAND SERVICE INTERNATIONAL CO., LIMITED	100万香港ドル	100.0%	海外における「かつや」及び「からやま」の事業展開
ARCLAND SERVICE KOREA CO., LTD.	10億韓国ウォン	100.0%	韓国における「天井はま田」直営店の運営

(注) 1. アークダイニング株式会社は、2022年3月1日付で、エバーアクション株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併により吸収合併消滅会社となり、解散いたしました。

2. エバーアクション株式会社は、2022年9月1日付で、新設分割により株式会社トビラダイニングを設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

予断を許さない新型コロナウイルス感染症、終息の見えないウクライナ情勢、急激な為替相場の変動や各種原材料価格・資源価格の高騰等、先行き不透明な状況が続いております。このような環境下におきましても、当社グループは、「永劫繁栄」「成果主義」「少数精鋭」「不可能と思うことを可能にする挑戦」を企業理念に、食を通して一人でも多くのお客様に新しい価値をお届け出来る様、以下の課題に対処してまいります。

① 「かつや」の店舗強化

店舗のDX化等を推進することによりお客様の利便性を高め、ご来店からお帰りになるまでストレスなくご利用いただける店舗を構築してまいります。引き続き高い需要が見込まれるテイクアウト需要に加え、イートイン需要も改善しつつあることから、お客様のご来店が想定を超えて集中した場合でも十分にご満足いただけるサービスを提供できるようハード面を整備し、従来から高い効果のある販促ツールである100円割引券と併せてリピーターの獲得に努めてまいります。

また、現在の標準モデルよりも小型の店舗を企画し、検討と実証を続けてきた比較的小規模な商圈への出店も進めてまいります。従来から実施してきた各種メディアを利用した広報、高い人気を得た「大人様ランチ」に代表される「圧倒的な商品力」の追求も継続し、更に多くの新規顧客を獲得してまいります。

② からあげ事業のブラッシュアップ

試行と検証を続けてきたグランドメニューの変更、一昨年から取り組んできた焼き鳥メニューのクオリティアップ、テイクアウトと相性の良いからあげの惣菜メニューの拡充等により他社との違いを明確にし、また、依然として高い比率で利用されるテイクアウトに適した店舗レイアウトの構築等により、お客様の利用しやすい環境を整えてまいります。

昨今のからあげブームにより市場が拡大するとともに、多くの競合店が現れ、差別化できない店舗は撤退を余儀なくされる等、厳しい状況下ではありますが、からあげ業態の先駆者として魅力ある商品とサービスを提供す

ることにより、好きなおかずランキングでは必ず上位に位置し、底堅い需要を見込みことができる「国民食」のからあげ事業で、更なる進化・成長を続けてまいります。

③ 新規業態の育成

主力業態である「かつや」「からやま」に次ぐ柱とすべく、成長する可能性の高い業態に注力してまいります。「天井はま田」「東京たらこスパゲティ」は1号店の開店から3年を経過しますが、売上は順調に拡大し、少数ながら複数店舗を展開、今後の出店についても目途が立っています。また、「肉めし岡もと」は1年目の業態ではありますが想定を超える売上が続いており、既に2号店開店に向けた準備を進めています。

いずれの業態も更なる成長に向けた課題は明確になっています。対策も整いつつありますので、実行に移すとともにブラッシュアップを続け、多店舗化、FC化を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

事業部門	事業内容
かつや (国内)	国内における「かつや」の直営店の運営及びFC店への各種業務支援サービス、食材等の供給
からやま・からあげ縁 (国内)	国内における「からやま」、「からあげ縁」の直営店の運営及びFC店への各種業務支援サービス、食材等の供給
海外事業	「かつや」、「からやま」、「天井はま田」等の海外展開
その他	「天井はま田」、「チェントペルチェント」、「東京たらこスパゲティ」、「中山豆腐店」、「ごちとん」、「東京とろろそば」、「肉めし岡もと」、「マンガツリー」、「ダンシングクラブ」等の運営、食肉加工事業、冷凍食品事業、不動産賃貸等

(6) 主要な店舗及び事業所 (2022年12月31日現在)

株式会社かつや	本社	東京都千代田区
	本社	東京都千代田区
	かつや	北海道 (9店舗) 埼玉県 (31店舗) 千葉県 (18店舗) 東京都 (34店舗) 神奈川県 (16店舗) 新潟県 (11店舗) 岐阜県 (6店舗) 愛知県 (12店舗) 三重県 (2店舗)
	天井はま田	埼玉県 (2店舗) 東京都 (1店舗) 神奈川県 (1店舗)
エパーアクション株式会社	本社	東京都千代田区
	からやま	北海道 (4店舗) 埼玉県 (12店舗) 千葉県 (3店舗) 東京都 (8店舗) 神奈川県 (14店舗) 岐阜県 (2店舗) 愛知県 (12店舗)
	からあげ縁	東京都 (4店舗) 神奈川県 (2店舗) 新潟県 (1店舗)
	その他の店舗	東京都千代田区
株式会社ミールワークス	本社	東京都千代田区
	マンガツリー	埼玉県 (4店舗) 千葉県 (1店舗) 東京都 (11店舗) 神奈川県 (4店舗) 大阪府 (4店舗)
	ダンシングクラブ	東京都 (1店舗) 大阪府 (1店舗)
	その他の店舗	東京都 (2店舗)

フィールドテーブル株式会社	本社	東京都千代田区
	チェントペルチェント	北海道 (2店舗) 宮城県 (1店舗) 埼玉県 (2店舗) 新潟県 (1店舗) 東京都 (1店舗)
	東京たらこスパゲティ	東京都 (3店舗)
	ごちとん	東京都 (3店舗) 神奈川県 (1店舗) 大阪府 (1店舗)
	その他店舗	新潟県 (2店舗)
株式会社トピラダイニング	本社	東京都千代田区
	中山豆腐店	東京都 (3店舗)
	東京とろろそば	神奈川県 (2店舗)
	肉めし岡もと	東京都 (1店舗)
株式会社バックパッカーズ	本社	東京都千代田区
アークランドマルハミート株式会社	本社	東京都千代田区
	工場	神奈川県 (1棟)
コスミックSY株式会社	本社	群馬県前橋市
	工場	群馬県 (2棟)
ARCLAND SERVICE INTERNATIONAL CO., LIMITED	本社	中華人民共和国香港特別行政区
ARCLAND SERVICE KOREA CO., LTD.	本社	大韓民国ソウル特別市鍾路区
	天井はま田	ソウル特別市 (2店舗) 京畿道城南市 (1店舗)

(7) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
519 (2,283) 名	4名減 (235名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (契約社員、パートタイマー、アルバイト) は、年間の平均人員を1日8時間換算で () 内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62 (8) 名	7名増 (2名増)	36.0歳	5.9年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (契約社員、パートタイマー、アルバイト) は、年間の平均人員を1日8時間換算で () 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 98,400,000株
(2) 発行済株式の総数 33,096,000株
(3) 株主数 31,335名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
アー ク ラ ン ズ 株 式 会 社	17,520,000株	55.03%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,619,900株	5.09%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	687,100株	2.16%
坂 本 守 孝	305,800株	0.96%
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	259,800株	0.82%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	247,600株	0.78%
白 井 貴 世 子	240,000株	0.75%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	198,733株	0.62%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	160,000株	0.50%
伊 藤 永	140,000株	0.44%

(注) 自己株式 (1,261,445株) については、上記の表に記載しておりません。また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2022年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	坂本 守 孝	ARCLAND SERVICE INTERNATIONAL CO., LIMITED 代表取締役社長 ARCLAND SERVICE KOREA CO., LTD. 代表理事 アークランドマルハミート株式会社代表取締役 コスミックSY株式会社代表取締役 株式会社バックパッカーズ代表取締役社長
取締役副社長	大内 勇 一	株式会社かつや代表取締役社長
取締役	桑原 康 弘	管理本部長兼経理部部长
取締役	古川 徳 厚	グロースパートナーズ株式会社代表取締役
取締役	宮部 秀 雄	
取締役	桑原 豊	オールスターズフードサービス株式会社代表取締役 株式会社ピースマイルプロジェクト代表取締役社長
取 （ 監 査 等 委 員 ・ 常 勤 ）	今 田 善 和	
取 （ 監 査 等 委 員 ）	八 木 康 行	
取 （ 監 査 等 委 員 ）	花 房 幸 範	アカウンティングワークス株式会社代表取締役 八丁堀税理士法人代表社員

- (注) 1. 伊藤永氏は、2022年4月30日をもって、当社専務取締役及び株式会社バックパッカーズ代表取締役社長を辞任により退任いたしました。
2. 取締役古川徳厚氏、宮部秀雄氏、桑原豊氏、取締役（監査等委員）八木康行氏及び花房幸範氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）花房幸範氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報の収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
5. 取締役古川徳厚氏、宮部秀雄氏、桑原豊氏、取締役（監査等委員）八木康行氏及び花房幸範氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百 万 円)			員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。）	43	43	—	—	6
（うち社外取締役）	(4)	(4)	(—)	(—)	(3)
取締役（監査等委員）	9	9	—	—	3
（うち社外取締役）	(3)	(3)	(—)	(—)	(2)
合 計	52	52	—	—	9
（うち社外役員）	(8)	(8)	(—)	(—)	(5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。
3. 2016年3月25日開催の第23回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬等限度額は年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）の報酬等限度額は年額15百万円以内と決議しております。
- 当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は5名であり、取締役（監査等委員）の員数は4名であります。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当事業年度に係る個人別の報酬等の額の決定については、当該決議に基づき代表取締役社長坂本守孝氏に委任しております。なお、委任した理由は、当社全体の業績を考慮しつつ各取締役の職責や業務執行状況等を総合的に勘案するにあたり代表取締役社長が適していると判断したためであります。また、取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1) 基本方針

当社の個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、各取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、担当職務の職責、業務執行状況に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監督機能を担う監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととする。

③ 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等

該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職状況及び当該兼職先と当社との関係

- ・社外役員の重要な兼職の状況は、「(1)取締役の状況」に記載のとおりであります。当社と当該兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役古川徳厚氏は、当事業年度中にアドバンテッジアドバイザーズ株式会社の取締役/パートナーであった期間があります。当社は、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社と事業業務提携の締結及び、同社がサービスを提供するファンドに対し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を割当てております。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席・発言の状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 古川徳厚	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席しております。数多くの投資先の経営に関与してきた高い知見、経営者としての豊富な経験を生かし、業務執行をおこなう経営陣から独立した客観的視点で適切な発言・提言をおこなうなど、当社が期待した取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献しております。
取締役 宮部秀雄	2022年3月25日就任後当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回出席しております。食品業界における知識・経験及び経営者としての見識を生かし、業務執行をおこなう経営陣から独立した客観的視点で適切な発言・提言をおこなうなど、当社が期待した取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献しております。
取締役 桑原豊	2022年3月25日就任後当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回出席しております。外食業界における知識・経験及び経営者としての見識を生かし、業務執行をおこなう経営陣から独立した客観的視点で適切な発言・提言をおこなうなど、当社が期待した取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献しております。
取締役（監査等委員） 八木康行	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会22回のうち22回出席しております。外食産業における豊富な経験や経営者としての経験を通して培った高い見識に基づき、業務執行をおこなう経営陣から独立した客観的視点で適切な発言・提言をおこなうなど、当社が期待した取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献しております。また、同様に監査等委員会においても、必要に応じ、社外の立場から適宜発言をおこなっております。
取締役（監査等委員） 花房幸範	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会22回のうち22回出席しております。公認会計士としての専門的見地から、業務執行をおこなう経営陣から独立した客観的視点で適切な発言・提言をおこなうなど、当社が期待した取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献しております。また、同様に監査等委員会においても、必要に応じ、社外の立場から適宜発言をおこなっております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当社への損害賠償責任を法令が規定する額の範囲内とする契約を締結できる旨を定款で定めております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支	払	額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			31百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			31百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額についてはこれらの合計額をそのまま記載しております。なお、金額は消費税等抜きで表示しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための「行動規範」を制定し、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育・研修等を行う。内部監査室は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを総務部に設置して運営する。

② 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査等委員会から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいないが、監査等委員会の要求があった場合には、監査等委員会の業務補助のため監査等委員会スタッフを置く。監査等委員会スタッフは監査等委員会の指揮命令に従うものとし、その旨を役員及び従業員に周知する。監査等委員会スタッフの人事については、あらかじめ監査等委員会の同意を必要とする。

③ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- 1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。
- 2) 当社は当社の取締役または使用人等が親会社及び子会社の取締役、監査等委員会、使用人等またはこれらの者から報告を受けたときは、すみやかに当社の監査等委員会に報告する体制を整備する。
- 3) 常勤の監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、月次会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書及びその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。
- 4) 当社は、報告を行った者に対して当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

④ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合には、当該監査等委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

⑤ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、法律上の判断を必要とする場合は、随時弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図っていくこととする。

⑥ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。また、取締役はそれらの文書を随時閲覧できるものとする。

⑦ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」により担当取締役を当社グループのリスクに関する統括責任者として任命し、担当部門においてグループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについてはすみやかに担当部署を定める。内部監査室が各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に担当取締役に報告する。担当取締役が重要と判断したものについては取締役会に報告し、取締役会で改善策を審議・決定する。

⑧ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

⑨ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要なグループとしての規範・規則をグループ規程類として整備する。

2) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務分掌に従いグループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これには、グループ各社の取締役に對し取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備が含まれる。

3) 内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ取締役会等の所定の機関に報告されなければならない。

4) 監査等委員会は、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査室と緊密な連携等の確な体制を構築する。

5) グループ各社の自主独立性を尊重するとともに、関係会社規程に伴い、各社から業務に関する定期的な報告・連絡等を受ける。

6) 当社グループの業務運営及びリスクマネジメントに関する制度・規程を整備し、この制度・規程を適切に運用することにより、グループの業務の健全性及び効率性の向上を図る。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ

正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動規範」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察、弁護士などの外部の専門機関とも連携をとり、体制の強化を図るものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムに関して、以下のような取り組みを行っております。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は当期14回開催し、重要な業務執行を決定するとともに取締役に職務執行状況につき報告を受けました。また、監査等委員会は22回開催し、取締役の職務執行を監査しました。

内部監査室は、期初に決定した監査の方針及び計画に従って監査を行い、改善提案を関係部署にフィードバックしています。総務部は内部通報窓口として内部通報を受け付け、適切に対応しました。内部監査室及び総務部におけるこれらの活動は取締役及び監査等委員会に定期的に報告しております。

② 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保に関する取り組み状況

当社の監査等委員会は常勤の監査等委員と、非常勤である監査等委員から構成され、監査等委員会は当期22回開催しております。監査等委員会では取締役会の議案内容について予め審議し、その結果は取締役会場で適宜意見されております。また、常勤の監査等委員が月次会議へ出席している他、監査等委員が必要に応じその他の重要な会議にも出席できるよう、監査が実効的に行われるための体制を確保しております。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他重要な会議では、適切に議事録を作成、保管しております。また、開示すべき情報については、機関決定があり次第、適時に開示しております。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、「リスク管理規程」により担当取締役を当社グループのリスクに関する統括責任者として任命しており、担当部門において潜在リスクの洗い出し、分析、整理を行うとともに、リスクの事前予防策、対応策の検討などを行っております。一方、内部監査室が、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に担当取締役に報告し、重要なものについては、取締役会において改善策を審議・決定しております。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は経営計画を策定し、経営の目標を設定しており、経営を取り巻く内外の環境の変化に柔軟に対応すべく毎年見直しを行っております。また、各年度の予算は、経営計画に基づき策定され、事業部門別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じております。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では、月次会議を毎月開催しており、各子会社役員から、月次業績や経営計画の進捗状況及び業務執行状況等について報告を受け、質疑応答を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております（当期は12回開催）。

⑦ 反社会的勢力排除に対する取り組み状況

当社では、「行動規範」第24条（反社会的勢力排除の基本方針）において「経営トップが反社会的勢力との関係遮断を宣言し、一切の関係を持たない、資金提供を行わない。」と掲げております。また、対応方法などについても、反社会的勢力対応マニュアルを定め、店舗業務に携わる従業員を中心に指導を行っております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、すみやかに担当部門に報告し、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り、関係を遮断する体制を構築しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	25,259	流動負債	8,883
現金及び預金	19,416	買掛金	3,017
売掛金	3,446	1年内償還予定の社債	2,009
商品及び製品	742	未払金	678
原材料及び貯蔵品	234	未払費用	1,227
その他	1,442	契約負債	396
貸倒引当金	△22	未払消費税等	252
固定資産	10,205	未払法人税等	760
有形固定資産	6,606	株主優待引当金	121
建物及び構築物	5,687	その他	420
機械及び装置	417	固定負債	1,641
土地	405	社債	100
建設仮勘定	12	受入保証金	876
その他	83	資産除去債務	612
無形固定資産	233	その他	53
のれん	185	負債合計	10,525
商標権	5	純 資 産 の 部	
その他	43	株主資本	24,442
投資その他の資産	3,365	資本金	1,932
投資有価証券	398	資本剰余金	1,334
繰延税金資産	612	利益剰余金	21,256
敷金及び保証金	2,287	自己株式	△79
その他	67	その他の包括利益累計額	35
資産合計	35,465	為替換算調整勘定	35
		非支配株主持分	461
		純資産合計	24,939
		負債純資産合計	35,465

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	47,163
売上原価	23,378
売上総利益	23,785
販売費及び一般管理費	18,852
営業利益	4,932
営業外収益	
受取利息	5
持分法による投資利益	42
リベート収入	17
協賛金収入	3
助成金収入	478
雑収入	48
	595
営業外費用	
支払利息	0
為替差損	5
雑損失	7
	14
経常利益	5,513
特別利益	
固定資産売却益	13
固定資産受贈益	24
受取補償金	85
	123
特別損失	
固定資産除却損	25
店舗閉鎖損	372
減損損	524
投資有価証券評価損	16
その他	0
	939
税金等調整前当期純利益	4,696
法人税、住民税及び事業税	1,687
法人税等調整額	△48
	1,639
当期純利益	3,057
非支配株主に帰属する当期純利益	56
親会社株主に帰属する当期純利益	3,001

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2022年1月1日から
2022年12月31日まで ）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	1,932	1,334	19,487	△79	22,674
会計方針の変更による 累積的影響額			△277		△277
会計方針の変更を 反映した当期首残高	1,932	1,334	19,210	△79	22,396
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△955		△955
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,001		3,001
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,046	-	2,046
当 期 末 残 高	1,932	1,334	21,256	△79	24,442

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		非 支 配 株 主 分	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
当 期 首 残 高	△21	△21	404	23,057
会計方針の変更による 累積的影響額				△277
会計方針の変更を 反映した当期首残高	△21	△21	404	22,780
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△955
親会社株主に帰属する 当期純利益				3,001
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	57	57	56	113
当 期 変 動 額 合 計	57	57	56	2,159
当 期 末 残 高	35	35	461	24,939

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	10社
連結子会社の名称	株式会社かつや エバーアクション株式会社 株式会社ミールワークス フィールドテーブル株式会社 株式会社バックパッカーズ 株式会社トビラダイニング アークランドマルハミート株式会社 コスミックSY株式会社 ARCLAND SERVICE INTERNATIONAL CO., LIMITED ARCLAND SERVICE KOREA CO., LTD.

上記のうち、株式会社トビラダイニングについては、エバーアクション株式会社の新設分割により、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に加えております。

なお、前連結会計年度まで連結子会社であったアークダイニング株式会社はエバーアクション株式会社との吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用関連会社の数	3社
持分法適用関連会社の名称	サト・アークランドフードサービス株式会社 Hikari Arcland Food Service Limited 台湾吉豚屋餐飲股份有限公司

② 持分法を適用していない関連会社の状況

持分法を適用していない関連会社（アサヒダイニング株式会社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券	市場価格のない株式等以外のもの
その他有価証券	時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
ロ 棚卸資産	市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
ロ 重要な減価償却資産の減価償却の方法	先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産	当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 8～34年 その他の固定資産 5～15年
ロ 無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 自社利用のソフトウェア 5年（社内利用可能期間） 商標権 10～15年

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金	売上債権等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
ロ 株主優待引当金	株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ のれんの償却方法及び償却期間	のれんの償却については、5～15年間の定額法により償却を行っております。
ロ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ハ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、とんかつ専門店「かつや」を中心とする飲食店の経営及びフランチャイズチェーン（以下「FC」という。）本部の運営を主な事業内容としております。

飲食サービスの提供による収益は、主に飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であり、顧客へ料理を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

各種商品の販売による収益は、FC加盟店に対する食材等の販売や、量販店等への冷凍食品や食肉加工品の製造卸売等であり、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、冷凍食品や食肉加工品の一部の製造卸売については、得意先から仕入れた原材料（以下「有償支給品」という。）に対し、加工を行ったうえで仕入価格に加工費等を上乗せした製品を当該得意先に対して販売する取引（以下「有償支給取引」という。）を行っております。有償支給元が実質的に有償支給品を買い戻す義務を負っている場合には、当該有償支給取引は代理人としての取引に該当すると判断し、加工サービスの提供として加工代相当額のみを収益として計上を認識しております。

FC加盟店に対するFC加盟権の付与・店舗運営指導等に関する収益（FC加盟金及びロイヤルティ収入）は取引の実態に従って収益を認識しており、FC加盟金はFC契約締結時に当該対価を契約負債として計上した後、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識し、ロイヤルティ収入は契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 加盟金収入

当社グループ各社がフランチャイズ本部としてフランチャイズ加盟店から収受する加盟金、更新料等について、従来は一時点で収益認識しておりましたが、履行義務の充足につれて一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足としては、契約期間にわたっての認識方法によっております。この結果、当連結会計年度の売上高、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益がそれぞれ61百万円増加し、当連結会計年度末日の固定資産の投資その他の資産の繰延税金資産が106百万円増加し、流動負債の契約負債が396百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は277百万円減少しております。

(2) 有償支給取引

連結子会社であるコスミックSY株式会社は、得意先から仕入れた原材料（以下「有償支給品」という。）に対し、加工を行ったうえで仕入価格に加工費等を上乗せした製品を当該得意先に対して販売する取引（以下「有償支給取引」という。）を行っております。従来は、有償支給取引を有償支給品の加工後の製品の販売として売上高および売上原価を総額で計上しておりましたが、収益認識会計基準等の適用により、有償支給元が実質的に有償支給品を買い戻す義務を負っている場合には、当該有償支給取引は代理人としての取引に該当すると判断し、加工サービスの提供として加工代相当額のみを収益として計上する方法に変更しました。また、有償支給品並びに製品に含む有償支給品の棚卸高を「商品及び製品」並びに「原材料及び貯蔵品」として表示せず、流動資産の「その他」として表示しております。この結果、当連結会計年度の売上高が1,157百万円、売上原価が1,157百万円減少し、当連結会計年度末日の流動資産の商品及び製品が72百万円、原材料及び貯蔵品が11百万円減少し、流動資産のその他が83百万円増加しております。なお、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、「収益認識に関する注記」に記載しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類への影響は軽微です。

3. 会計上の見積りに関する注記

（店舗に係る固定資産の減損）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	連結貸借対照表計上額（百万円）（※）
店舗に係る固定資産	6,593

（※）店舗に係る固定資産及び共用資産等の帳簿価額を含む。

	連結損益計算書計上額（百万円）
店舗に係る固定資産に関する減損損失	234

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、固定資産を主として店舗単位でグルーピングし、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである場合、あるいは継続してマイナスとなる見込みである場合に減損の兆候を把握しております。減損の兆候が把握された店舗については、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該店舗に係る固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、過去の実績を基礎として、既存店舗の過去の業績回復の傾向や不採算店舗に対する投資戦略を考慮して予測を行っております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローが生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際にキャッシュ・フローが生じる時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、店舗に係る固定資産について減損損失を認識する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 5,154百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	33,096,000株	一株	一株	33,096,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,261,445株	一株	一株	1,261,445株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

イ 2022年3月25日開催の第29回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 477百万円
- ・1株当たり配当金額 15.00円
- ・基準日 2021年12月31日
- ・効力発生日 2022年3月28日

ロ 2022年7月29日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 477百万円
- ・1株当たり配当金額 15.00円
- ・基準日 2022年6月30日
- ・効力発生日 2022年9月11日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2023年3月28日開催の第30回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 477百万円
- ・1株当たり配当金額 15.00円
- ・基準日 2022年12月31日
- ・効力発生日 2023年3月29日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等や安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主として銀行借入・社債発行により行う方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する非上場企業の株式であり、発行体の財務状況等を把握し管理しており、安全性と流動性の高い金融商品ではありますが、為替変動のリスクに晒されております。

敷金及び保証金は主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金・未払金・未払消費税等は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

未払法人税等は法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、全て1年以内に納付期日が到来します。

借入金・社債は、主として設備投資に係る資金調達であります。

営業債務・未払法人税等・借入金・社債・受入保証金は資金調達に係る流動性リスクを有しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、売掛金について取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

敷金及び保証金について契約締結前に対象物件の権利関係などの確認を行うとともに、契約先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

ロ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを実施しております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 敷金及び保証金	2,354	2,234	△120
資産計	2,354	2,234	△120
(1) 社債	2,109	2,107	△1
(2) 受入保証金	887	871	△15
負債計	2,996	2,979	△17

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払消費税等、未払法人税等については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「6. 金融商品に関する注記 (2) 金融商品の時価等に関する事項」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	398

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価の評価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	2,234	—	2,234
資産計	—	2,234	—	2,234
社債	—	2,107	—	2,107
受入保証金	—	871	—	871
負債計	—	2,979	—	2,979

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

時価について、契約先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

時価について、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受入保証金

時価について、契約先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

カテゴリー別	一時点で移転される財又はサービス		一定の期間にわたり移転される財又はサービス	その他	合計
	本人取引	代理人取引	本人取引		
かつや（国内）	27,862	—	99	—	27,961
からやま・からあげ縁（国内）	9,465	—	84	—	9,550
海外事業	312	—	10	—	323
その他	7,569	1,408	—	—	8,977
顧客との契約から生じる収益	45,209	1,408	193	—	46,812
その他の収益	—	—	—	351	351
外部顧客への売上高	45,209	1,408	193	351	47,163

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (3) 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項 への収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

	当連結会計年度（期首） （2022年1月1日）	当連結会計年度 （2022年12月31日）
契約負債	450百万円	396百万円

当社グループでは、FC契約締結時にFC加盟者から受領するFC加盟金について、当該対価を契約負債として計上しており、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、契約資産はありません。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高が含まれていた金額は170百万円であります。過去の期間に充足、または部分的に充足した履行義務から、取引価格の変動等により当連結会計年度に認識した収益はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額はFC加盟金収入に関するものであり、収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

	当連結会計年度（百万円）
1年以内	152
1年超5年以内	243

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 768円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 94円27銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 91円61銭 |

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	14,696	流動負債	6,974
現金及び預金	10,372	買掛金	2,550
売掛金	3,078	1年内償還予定の社債	2,009
商品	482	未払金	1,043
前払費用	265	設備関係未払金	20
未収入金	11	未払費用	185
関係会社短期貸付金	100	未払法人税等	283
その他	387	預り金	677
貸倒引当金	△1	前受収益	27
固定資産	6,070	株主優待引当金	121
有形固定資産	569	その他	54
建物	343	固定負債	297
構築物	76	長期前受収益	10
機械及び装置	5	受入保証金	253
車両運搬具	1	資産除去債務	33
工具、器具及び備品	3	負債合計	7,271
土地	136	純資産の部	
建設仮勘定	2	株主資本	13,495
無形固定資産	29	資本金	1,932
ソフトウェア	25	資本剰余金	1,884
商標権	4	資本準備金	1,884
その他	0	利益剰余金	9,759
投資その他の資産	5,471	その他利益剰余金	9,759
関係会社株式	3,778	別途積立金	10,100
関係会社長期貸付金	740	繰越利益剰余金	△340
長期前払費用	42	自己株式	△79
繰延税金資産	155	純資産合計	13,495
敷金及び保証金	1,495	負債純資産合計	20,767
その他	0		
貸倒引当金	△740		
資産合計	20,767		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	26,336
売上原価	21,947
売上総利益	4,388
販売費及び一般管理費	2,531
営業利益	1,857
営業外収益	
受取利息	5
協賛金収入	3
雑収入	6
営業外費用	
雑損失	0
経常利益	1,873
特別利益	
固定資産売却益	0
特別損失	
店舗閉鎖損失	133
減損損失	140
その他の	60
税引前当期純利益	1,538
法人税、住民税及び事業税	583
法人税等調整額	△67
当期純利益	1,022

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 2022年1月1日から
2022年12月31日まで ）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,932	1,884	1,884	10,100	△407	9,692
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△955	△955
当 期 純 利 益					1,022	1,022
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	67	67
当 期 末 残 高	1,932	1,884	1,884	10,100	△340	9,759

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	△79	13,428	13,428
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△955	△955
当 期 純 利 益		1,022	1,022
当 期 変 動 額 合 計	-	67	67
当 期 末 残 高	△79	13,495	13,495

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式
 その他有価証券

総平均法による原価法
 市場価格のない株式等以外のもの
 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 市場価格のない株式等
 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

先入先出法による原価法
 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。
 ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～34年
 その他の固定資産 5～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 自社利用のソフトウェア 5年(社内利用可能期間)

商標権 10年

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

収益及び費用の計上基準

当社は、主に食材等の各種商品の販売、子会社に対する経営指導を行っております。
 各種商品の販売による収益は、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。
 子会社に対する経営指導は、子会社の売上等を算定の基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる計算書類等への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類等への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(拠点に係る固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	貸借対照表計上額(百万円)(※)
拠点に係る固定資産	566

(※)拠点に係る固定資産及び共用資産等の帳簿価額を含む。

	損益計算書計上額(百万円)
拠点に係る固定資産に関する減損損失	140

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、固定資産を主として拠点単位でグルーピングし、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである場合、あるいは継続してマイナスとなる見込みである場合に減損の兆候を把握しております。減損の兆候が把握された拠点については、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該拠点に係る固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、過去の実績を基礎として、将来の売上高を考慮して予測を行っております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローが生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際にキャッシュ・フローが生じる時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、店舗に係る固定資産について減損損失を認識する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	270百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 短期金銭債権	3,271百万円
② 長期金銭債権	10百万円
③ 短期金銭債務	1,755百万円
④ 長期金銭債務	38百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
売上高	11,618百万円
仕入高	2,967百万円
販売費及び一般管理費	20百万円
② 営業取引以外の取引高	1百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,261,445株	－株	－株	1,261,445株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	17百万円
組織再編に伴う関係会社株式	89百万円
関係会社株式評価損	559百万円
資産除去債務	10百万円
株主優待引当金	37百万円
貸倒引当金	227百万円
その他	102百万円

繰延税金資産小計 1,043百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金 △882百万円

評価性引当額小計 △882百万円

繰延税金資産合計 160百万円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用 △4百万円

繰延税金負債合計 △4百万円

差引：繰延税金資産の純額 155百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱かつや	所有 100.0	経営管理 役員の兼任	食材の販売 (注1)	6,047	売掛金	2,159
						預り金	601
						未払金	441
子会社	エバーアクション㈱	所有 100.0	経営管理 役員の兼任	食材の販売 (注1)	2,552	売掛金	619
子会社	フィルドテーブル㈱	所有 100.0	経営管理 役員の兼任	食材の販売 (注1)	383	売掛金	41
子会社	㈱バックパッカーズ	所有 66.0	経営管理 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	50	関係会社 長期貸付金	250
子会社	アークランドマルハミート㈱	所有 51.0	経営管理 役員の兼任	食材の仕入 (注1)	2,943	買掛金	389
子会社	㈱ミールワークス	所有 83.4	経営管理 役員の兼任	食材の販売 (注1)	862	売掛金	95
子会社	㈱トピラダイニング	所有 100.0	経営管理 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	100	関係会社 短期貸付金	100
子会社	ARCLAND SERVICE KOREA CO., LTD.	所有 100.0	役員の兼任	資金の貸付 (注2)	10	関係会社 長期貸付金	490
関連会社	サト・アークランドフードサービス㈱	所有 49.0	役員の兼任	食材の販売 (注1)	1,029	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 食材の販売及び仕入については、定期的に価格を見直しの上、決定しております。
 2. 貸付条件については、グループの調達金利を勘案して決定しております。
 3. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項 (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 423円94銭
 (2) 1株当たり当期純利益 32円11銭
 (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 31円20銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

アークランドサービスホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小沢直靖
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 島袋信一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アークランドサービスホールディングス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アークランドサービスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

アークランドサービスホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小沢直靖
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 島袋信一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アークランドサービスホールディングス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月27日

アークランドサービスホールディングス株式会社	監査等委員会
監査等委員（常勤）	今 田 善 和 ㊟
監査等委員（社外取締役）	八 木 康 行 ㊟
監査等委員（社外取締役）	花 房 幸 範 ㊟

以 上